

指定管理者の選定結果

○笠間市いこいの家「はなさか」に係る選定結果

1 施設概要

- (1) 名 称 笠間市いこいの家「はなさか」
(2) 所 在 地 笠間市橋爪586番地4
(3) 設置目的 住民の健康増進や地域の交流など住民の癒しの場として便宜を総合的に供与し、もって福祉の増進を図ること。
(4) 設置根拠 笠間市いこいの家の設置及び管理に関する条例
(5) 施設概要 ①敷地面積 11,324㎡
②延床面積 1,373㎡
③構造鉄筋 コンクリート造一部木造平屋建（供用開始：平成17年）
④施設設備内容 大浴場、大広間、休憩室、多目的室、厨房、
第1駐車場（42台、障害者用3台）、第2駐車場（16台）、
送迎バス（日産シビリアン29人乗平成17年製）等
⑤主要設備 ボイラー2基（昭和鉄工㈱定格出力：465kW 燃料：A重油）、
貯湯槽2基（ニッター㈱10t）、
濾過機 日機装エイコー㈱ 1基：30m³/h 2基：10m³/h
2基：6m³/h
㈱三進ろ過工業 1基：30m³/h、
人工温泉発生装置1基（エコバイタル研究所）、
高圧受電設備、
厨房設備等
(6) 施設所管課 保健福祉部 社会福祉課

2 主な募集内容

- (1) 指定期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
(2) 管理運営業務 ①いこいの家の施設等の運営及び維持管理に関する業務
②施設の利用料金の徴収及び経理
③バスの運営及び維持管理に関する業務
④前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める業務
(3) 管理経費 管理運営業務の対価として、指定管理者に対して、年度協定書において定めた指定管理料を支払う。

3 募集経過

- (1) 募集方法 公募
(2) 募集結果 応募団体 特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会

4 選定経過

施設所管課による選考の後、笠間市公の施設指定管理者選定審議会で審議を行い、所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて、指定管理者候補者を選定した。

(1) 選定基準

募集要項で提示した、選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審 査 項 目		基準点
①	公の施設の運営において利用者の平等な利用が確保されるものであること。 運営方針や事業内容において、利用者の平等な利用が期待できるか。ダイバーシティの観点による多様な利用者への配慮がなされてい	20

		るか。	
		利用者の要望を反映させ、利用者本位のサービスを提供する方策は適切か。	
②	公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	適切な施設の維持管理を期待できるか。地球温暖化対策やごみ減量化を意識して環境負荷を軽減できるか。	20
		利用者や収入額の増加、利便性やサービスを向上する方策が講じられているか。新たなサービス展開に向けた提案があるか。	
③	公の施設の管理に係る経費の削減が図られるものであること。	現実性がある収支計画を立案しているか。	20
		経費削減の方策を適切かつ積極的に行えるか。	
④	公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	知識や経験を有する人材の確保や他団体との連携をはじめ、優れた管理運営の体制が整っているか。	20
		安定した経営基盤を有しているか。	
		個人情報の保護に関する法律を遵守し、適切に個人情報を管理できるか。	
		災害時や緊急時の対応体制が整っているか。通報体制等の防犯及び防災対策の具体的な方策が講じられているか。	
		感染症対策をはじめ、施設の衛生管理に配慮し、安全かつ安心な利用を実現できるか。	
⑤	公の施設の性質又は目的に応じて定める基準を満たしているものであること。	施設や備品の適切な維持管理が行われ、利用者の快適かつ安全な利用環境を確保する方策が講じられているか。	20
		類似施設の管理・運営実績を有する等、施設管理における十分な経験やノウハウを活かした管理運営を行うことができるか。	
		利用者の満足度やニーズ、属性を把握し、施設の利用促進・拡大に向けた創意工夫や職員の育成・指導が講じられているか。	
			100

(2) 施設所管課の選考

申請書類を審査し、選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

- ①日 時 令和6年10月16日（水）13時から17時30分まで
- ②場 所 笠間市役所本所 2階 庁議室
- ③審議会委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり

④審議委員 7名

イ 審議経過

申請書類審査、施設所管課による概要説明、申請団体によるプレゼンテーション及び質疑、所管課による選考の説明及び質疑の後、選定基準に基づき、総合的な評価を行った。

ウ 審議会の判断

本施設は、住民の健康増進や地域の交流など住民の癒しの場として便宜を総合的に供与し、もって福祉の増進を図ることを目的としている。

審議に当たっては、施設所管課が定めた設置目的に則する選定基準に基づき、委員各自の視点による採点及び判定を行った。笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により、審議会の議事は、出席した委員の過半数で決することとしているため、採点表により集計した。

その結果、採点に加わった6名全員が、特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会を指定管理者候補者として適当と判断した。

※団体の評価傾向

【特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会】

選定基準14項目中13項目について過半数の委員が優れている以上の評価をしており、「知識や経験を有する人材の確保や他団体との連携をはじめ、優れた管理運営の体制が整っているか。」「類似施設の管理・運営実績を有する等、施設管理における十分な経験やノウハウを活かした管理運営を行うことができるか。」の項目については全委員が優れている以上の評価をした。

エ 審議会の結論

採決結果により、特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会が、指定管理者候補者として適当である。

オ 付帯意見

他の施設との情報共有、情報発信に努めることに期待する。

5 選定結果

指定管理者候補者名	特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会
主な選定理由	施設の設置目的である「健康増進」、「地域の交流」を理解し、新たな自主事業や教室等の事業計画及び類似施設の管理運営の知識と実績を踏まえた維持管理の手法等を評価したもの。

6 指定管理者の指定

指定管理者候補者を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を経て、指定管理者に指定した。

施設名称	笠間市いこいの家「はなさか」
指定管理者	特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会
指定期間	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

○笠間市児童館に係る指定管理者選定結果

1 施設概要

- (1) 名 称 笠間市児童館
- (2) 所 在 地 笠間市南友部 1 9 6 6 番地 1 4 0
- (3) 設置目的 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに、情操を豊かにする場、また、子育て支援の場とすること。
- (4) 設置根拠 笠間市児童館の設置及び管理に関する条例
- (5) 施設概要 ①開設年月日 平成 2 4 年 4 月 1 日（建築工事 平成 2 3 年度）
②敷地面積 約 3, 0 0 0 m²
③建物の構造 木造平屋建て
④建築面積 6 1 0 . 5 0 m²
⑤延床面積 5 4 2 . 0 0 m²
⑥建物概要 遊戯室、集会室兼幼児室、創作活動室、図書室、授乳室、相談・静養室、事務室、倉庫
⑦屋外部分 駐車場（3 7 台）、駐輪場（1 5 台）、屋外広場
- (6) 施設所管課 保健福祉部 こども福祉課

2 主な募集内容

- (1) 指定期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで
- (2) 管理運営業務 ①健全な遊びを通しての児童の集団的、個別的な生活指導
②児童の運動を通しての健康と体力の増進指導
③文化活動、芸術活動等を通しての情操を豊かにするための指導
④児童に関する地域組織活動の育成及び助長
⑤子育てを行う家庭の支援に関する事業
⑥その他児童の健全育成に必要な事業
⑦施設及び設備の維持管理に関する業務
⑧笠間市地域子育て支援センター事業実施要綱に基づく事業等に関すること。
- (3) 管理経費 管理運営業務の対価として、指定管理者に対して、年度協定書において定めた指定管理料を支払う。

3 募集経過

- (1) 募集方法 公募
- (2) 募集結果 応募団体 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

4 選定経過

施設所管課による選考の後、笠間市公の施設指定管理者選定審議会で審議を行い、所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて、指定管理者候補者を選定した。

(1) 選定基準

募集要項で提示した、選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審 査 項 目		基準点
①	公の施設の運営において利用者の平等な利用が確保されるものであること。	2 0
	運営方針や事業内容において、利用者の平等な利用が期待できるか。ダイバーシティの観点による多様な利用者への配慮がなされているか。	
②	公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	2 0
	適切な施設の維持管理を期待できるか。地球温暖化対策やごみ減量化を意識して環境負荷を軽減できるか。	

		利用者や収入額の増加、利便性やサービスを向上する方策が講じられているか。新たなサービス展開に向けた提案があるか。	
③	公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	現実性がある収支計画を立案しているか。	20
		経費削減の方策を適切かつ積極的に行えるか。	
④	公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	知識や経験を有する人材の確保や他団体との連携をはじめ、優れた管理運営の体制が整っているか。	20
		安定した経営基盤を有しているか。	
		個人情報の保護に関する法律を遵守し、適切に個人情報を管理できるか。	
		災害時や緊急時の対応体制が整っているか。通報体制等の防犯及び防災対策の具体的な方策が講じられているか。	
		感染症対策をはじめ、施設の衛生管理に配慮し、安全かつ安心な利用を実現できるか。	
⑤	公の施設の性質又は目的に応じて定める基準を満たしているものであること。	子育て関連施設の管理運営実績があるか。	20
		児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、または、情操を豊かにするような自主事業の提案があるか。	
			100

(2) 施設所管課の選考

申請書類を審査し、選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

- ①日 時 令和6年10月16日（水）13時から17時30分まで
- ②場 所 笠間市役所本所 2階 庁議室
- ③審議会委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり
- ④審 議 委 員 7名

イ 審議経過

申請書類審査、施設所管課による概要説明、申請団体によるプレゼンテーション及び質疑、所管課による選考の説明及び質疑の後、選定基準に基づき、総合的な評価を行った。

ウ 審議会の判断

本施設は、子どもに健全な遊びを与え、健康を増進するとともに、情操を豊かにし、児童の健

全育成に関する拠点とするとともに、子どもたちの安全な居場所づくり、子育て家庭の不安感の解消、相談・情報交換及び保護者の交流拠点とすることを目的としている。

審議に当たっては、施設所管課が定めた設置目的に則する選定基準に基づき、委員各自の視点による採点及び判定を行った。笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により、審議会の議事は、出席した委員の過半数で決することとしているため、採点表により集計した。

その結果、採点に加わった6名全員が、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を指定管理者候補者として適当と判断した。

※団体の評価傾向

【シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社】

選定基準13項目中6項目について過半数の委員が優れている以上の評価をしており、「子育て関連施設の管理運営実績があるか。」の項目については全委員が優れている以上の評価をした。

エ 審議会の結論

採決結果により、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社が笠間市児童館の指定管理者候補者として適当であると判断した。

○付帯意見

なし

5 選定結果

指定管理者候補者名	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
主な選定理由	各地に多数の児童福祉施設を運営する実績を有しており、地域の実情に応じて効率的・安定的なサービスの提供が期待できる。 また、発達段階に応じた創意工夫が見られる事業の実施及び計画等を総合的に評価し、引き続き選定した。

6 指定管理者の指定

指定管理者候補者を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を経て、指定管理者に指定した。

施設名称	笠間市児童館
指定管理者	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
指定期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

○笠間市地域交流センターいわまに係る指定管理者選定結果

1 施設概要

- (1) 名 称 笠間市地域交流センターいわま
- (2) 所 在 地 笠間市下郷4438番地7
- (3) 設置目的 市民の交流を促進し、地域の活性化及び地域活動並びに健康増進の推進を図る場、さらには観光拠点としての場とすること。
- (4) 設置根拠 笠間市地域交流センターの設置及び管理に関する条例
- (5) 施設概要
- | | |
|--------|---|
| ①開設年月日 | 平成29年12月9日（建築工事：平成28・29年度） |
| ②敷地面積 | 6,332㎡ |
| ③建物の構造 | 木造平屋建て |
| ④建築面積 | 1,198.97㎡ |
| ⑤延床面積 | 947.18㎡ |
| ⑥建物概要 | 多目的ホール、会議室、健康ふれあいルーム、シャワールーム、更衣室、交流ルーム、キッズルーム、調理実習室、調理員休憩室、談話室、授乳室、調乳室、パウダールーム、給湯コーナー、印刷コーナー、事務室、倉庫、トイレ |
| ⑦屋外部分 | 駐車場84台（身障用2台、イベント時96台）、みんなの広場、防災井戸1基 |
- (6) 施設所管課 総務部 総務課

2 主な募集内容

- (1) 指定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- (2) 管理運営業務
- | |
|----------------------------------|
| ①地域交流センターいわまの施設等の運営及び維持管理に関する業務 |
| ②市民の交流の促進に関する業務 |
| ③地域の活性化及び地域活動の推進に関する業務 |
| ④市民の健康増進を目的とした施設利用に関する業務 |
| ⑤観光拠点としての施設利用に関する業務 |
| ⑥市長並びに指定管理者が必要と認める業務 |
| ⑦その他、地域交流センターの設置の目的を達成するために必要な業務 |
- (3) 管理経費 管理運営業務の対価として、指定管理者に対して、年度協定書において定めた指定管理料を支払う。

3 募集経過

- (1) 募集方法 公募
- (2) 募集結果 応募団体 株式会社セイウン
笠間の手仕事を伝える会有限会社
特定非営利活動法人グラウンドワーク笠間

4 選定経過

施設所管課による選考の後、笠間市公の施設指定管理者選定審議会で審議を行い、所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて指定管理者候補者を選定した。

(1) 選定基準

募集要項で提示した、選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審 査 項 目		基準点
①	公の施設の運営において利用者の平等な利用が確保されるものであること。	20
	運営方針や事業内容において、利用者の平等な利用が期待できるか。ダイバーシティの観点による多様な利用者への配慮がなされているか。 利用者の要望を反映させ、利用者本位のサー	

		ビスを提供する方策は適切か。	
②	公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	適切な施設の維持管理を期待できるか。地域温暖化対策やごみ減量化を意識して環境負荷を軽減できるか。	20
		利用者や収入額の増加、利便性やサービスを向上する方策が講じられているか。新たなサービス展開に向けた提案があるか。	
③	公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	現実性がある収支計画を立案しているか。	20
		経費削減の方策を適切かつ積極的に行えるか。	
④	公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	知識や経験を有する人材の確保や他団体との連携をはじめ、優れた管理運営の体制が整っているか。	20
		安定した経営基盤を有しているか。	
		個人情報の保護に関する法律を遵守し、適切に個人情報を管理できるか。	
		災害時や緊急時の対応体制が整っているか。通報体制等の防犯及び防災対策の具体的な方策が講じられているか。	
		感染症対策をはじめ、施設の衛生管理に配慮し、安全かつ安心な利用を実現できるか。	
⑤	公の施設の性質又は目的に応じて定める基準を満たしているものであること。	地域の活性化及び地域活動の推進を図り、地域社会全体の持続可能な発展のための有効的な取り組みが提案されているか。	20
		自主事業が効果的で施設の魅力につながっているか。	
		施設の特性を活かした活用方法が提案されているか。	
			100

(2) 施設所管課の選考

申請書類を審査し、選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

- ①日 時 令和6年10月16日(水) 13時から17時30分まで
- ②場 所 笠間市役所本所2階 庁議室
- ③審議会委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり
- ④審 議 委 員 7名

イ 審議経過

申請書類審査、施設所管課による概要説明、申請団体によるプレゼンテーション及び質疑、所

管課による選考の説明及び質疑の後、選定基準に基づき、総合的な評価を行った。

ウ 審議会の判断

本施設は、市民の交流を促進し、地域の活性化及び地域活動並びに健康増進の推進を図る場、さらには観光拠点としての場とすることを目的としている。

審議に当たっては、施設所管課が定めた設置目的に則する選定基準に基づき、委員各自の視点による採点及び判定を行った。笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により、審議会の議事は、出席した委員の過半数で決することとしているため、採点表により集計した。

その結果、採点に加わった6名全員が、株式会社セイウンを指定管理者候補者として適当と判断した。

※団体の評価傾向

【株式会社セイウン】

選定基準14項目中13項目について過半数の委員が優れている以上の評価をしており、「利用者や収入額の増加、利便性やサービス向上する方策が講じられているか。新たなサービス展開に向けた提案があるか。」等の3項目については全委員が優れている以上の評価をした。

【笠間の手仕事を伝える会有限会社】

選定基準14項目中、「知識や経験を有する人材の確保や他団体との連携をはじめ、優れた管理運営の体制が整っているか。」「自主事業が効果的で施設の魅力につながっているか」等の項目について過半数の委員が普通以上の評価をした。

【特定非営利活動法人グラウンドワーク笠間】

選定基準14項目中、「運営方針や事業内容において、利用者の平等な利用が期待できるか。ダイバーシティの観点による多様な利用者への配慮がなされているか。」「自主事業が効果的で施設の魅力につながっているか」等の項目について過半数の委員が普通以上の評価をした。

エ 審議会の結論

採決結果により、株式会社セイウンが笠間市地域交流センターいわまの指定管理者候補者として適当であると判断した。

○付帯意見

なし

5 選定結果

指定管理者候補者名	株式会社セイウン
主な選定理由	類似施設について十分な指定管理の実績があり、施設の適正かつ効率的な運営を行う能力とノウハウを有しているため。

6 指定管理者の指定

指定管理者候補者を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を経て、指定管理者に指定した。

施設名称	笠間市地域交流センターいわま
指定管理者	株式会社セイウン
指定期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

○笠間市立つつじ公園に係る選定結果

1 施設概要

- (1) 名 称 笠間市立つつじ公園
(2) 所 在 地 笠間市笠間 6 1 6 番地 7 外 7 筆
(3) 設置目的 憩いの場を提供することにより、市民の福祉の向上を図ること。
(4) 設置根拠 笠間市立公園の設置及び管理に関する条例
(5) 施設概要 ①管理棟（事務室、売店、展望デッキ）
②公衆トイレ
③園路、園庭
④休憩施設（4ヶ所）
⑤記念碑・像（5ヶ所）
⑥その他付随する施設・設備
(6) 施設所管課 産業経済部 観光課

2 主な募集内容

- (1) 指定期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
(2) 管理運営業務 ①つつじ公園の運営に関する業務（使用許可及び使用料の収受等に関する業務）
②利用者サービスに関する業務（自主事業を含む）
③広報に関する業務
④施設設備・備品等の維持管理、保守点検、修繕に関する業務（光熱水費の支払いを含む）
⑤業務系一般廃棄物の処理に関する業務
⑥その他、目的を達成するために必要な業務
(3) 管理経費 管理運営業務の対価として、指定管理者に対して、年度協定書において定めた指定管理料を支払う。

3 募集経過

- (1) 募集方法 非公募
(2) 募集結果 応募団体 一般社団法人笠間観光協会

4 選定経過

施設所管課による選考の後、笠間市公の施設指定管理者選定審議会で審議を行い、所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて指定管理者候補者を選定した。

(1) 選定基準

募集要項で提示した、選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審 査 項 目		基準点
①	公の施設の運営において利用者の平等な利用が確保されるものであること。	20
	運営方針や事業内容において、利用者の平等な利用が期待できるか。ダイバーシティの観点による多様な利用者への配慮がなされているか。	
②	公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	20
	適切な施設の維持管理を期待できるか。地球温暖化対策やごみ減量化を意識して環境負荷を軽減できるか。	
	利用者や収入額の増加、利便性やサービスを向上する方策が講じられているか。新たなサービス展開に向けた提案があるか。	

③	公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	現実性がある収支計画を立案しているか。	20
		経費削減の方策を適切かつ積極的に行えるか。	
④	公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	知識や経験を有する人材の確保や他団体との連携をはじめ、優れた管理運営の体制が整っているか。	20
		安定した経営基盤を有しているか。	
		個人情報の保護に関する法律を遵守し、適切に個人情報を管理できるか。	
		災害時や緊急時の対応体制が整っているか。通報体制等の防犯及び防災対策の具体的な方策が講じられているか。	
		感染症対策をはじめ、施設の衛生管理に配慮し、安全かつ安心な利用を実現できるか。	
⑤	公の施設の性質又は目的に応じて定める基準を満たしているものであること。	つつじの適切な生育環境の維持及び開花に向けた管理ができるか。	20
		自然環境の保護や景観に配慮した管理運営ができるか。	
		施設周辺地域の特色やニーズを踏まえた自主事業が提案できているか。	
		地域や周辺施設との連携が十分に図られているか。	
			100

(2) 施設所管課の選考

申請書類を審査し、選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

- ①日 時 令和7年1月17日（金）13時30分から15時20分まで
- ②場 所 笠間市役所本所2階 庁議室
- ③審議会委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり
- ④審 議 委 員 6名

イ 審議経過

申請書類審査、施設所管課による概要説明、申請団体によるプレゼンテーション及び質疑、所管課による選考の説明及び質疑の後、選定基準に基づき、総合的な評価を行った。

ウ 審議会の判断

本施設は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることで憩いの場を提供し、市民の福祉の向上及び観光の振興を目的としている。

審議に当たっては、施設所管課が定めた設置目的に則する選定基準に基づき、委員各自の視点による採点及び判定を行った。笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により、審議会の議事は、出席した委員の過半数で決することとしているため、採点表により

集計した。

その結果、採点に加わった5名全員が、一般社団法人笠間観光協会を指定管理者候補者として適当と判断した。

※団体の評価傾向

【一般社団法人笠間観光協会】

選定基準15項目中8項目について過半数の委員が優れている以上の評価をしており、「施設周辺地域の特色やニーズを踏まえた自主事業が提案できているか。」の項目については全委員が優れている以上の評価をした。

エ 審議会の結論

採決結果により、一般社団法人笠間観光協会が笠間市立つつじ公園の指定管理者候補者として適当であると判断した。

オ 付帯意見

なし

5 選定結果

指定管理者候補者名	一般社団法人笠間観光協会
主な選定理由	観光振興に関する事業を行い、公共の福祉の増進と地域経済の健全な発展に寄与することを目的に設立され、つつじ公園の利用者や歴史を良く知る唯一の団体であるため。

6 指定管理者の指定

指定管理者候補者を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を経て、指定管理者に指定した。

施設名称	笠間市立つつじ公園
指定管理者	一般社団法人笠間観光協会
指定期間	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

○笠間市営笠間駅北口自転車駐車場、笠間駅北口駐車場に係る選定結果

1 施設概要

- (1) 名 称 笠間市営笠間駅北口自転車駐車場、笠間駅北口駐車場
- (2) 所 在 地 笠間市下市毛288番地10
- (3) 設置目的 駅周辺の環境整備を図るとともに、市民及び観光客の利便に資すること。
- (4) 設置根拠 笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例
笠間市営駅前駐車場の設置及び管理に関する条例
- (5) 面 積 笠間駅北口自転車駐車場 370.00㎡
笠間駅北口駐車場 2,005.07㎡
- (6) 施設概要 笠間駅北口自転車駐車場
【構造】軽量鉄骨・スレート葺・平屋建
【収容台数】自転車 311台（内フリースペース55台）
バイク 10台（フリースペースなし）
笠間駅北口駐車場
【構造】アスファルト舗装
【収容台数】普通・軽自動車 64台（内フリースペース16台）
- (7) 施設所管課 総務部 危機管理課

2 主な募集内容

- (1) 指定期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (2) 管理運営業務 ①使用許可に関すること
②施設及び設備の維持管理に関すること
③利用料金に関すること
④利用者の安全確保に関すること
⑤個人情報保護に関すること
⑥業務報告に関すること
⑦指定管理者業務の満了等に伴う引継ぎ業務
- (3) 管理経費 管理運営業務の対価として、指定管理者に対して、年度協定書において定めた指定管理料を支払う。

3 募集経過

- (1) 募集方法 非公募
- (2) 募集結果 申請団体 一般社団法人笠間観光協会

4 選定経過

施設所管課による選考の後、笠間市公の施設指定管理者選定審議会で審議を行い、施設所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて指定管理者候補者を選定した。

(1) 選定基準

募集要項で提示した、選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審 査 項 目			基準点
①	公の施設の運営において利用者の平等な利用が確保されるものであること。	運営方針や事業内容において、利用者の平等な利用が期待できるか。ダイバーシティの観点による多様な利用者への配慮がなされているか。	20
		利用者の要望を反映させ、利用者本位のサービスを提供する方策は適切か。	

②	公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	適切な施設の維持管理を期待できるか。地球温暖化対策やごみ減量化を意識して環境負荷を軽減できるか。	20
		利用者や収入額の増加、利便性やサービスを向上する方策が講じられているか。新たなサービス展開に向けた提案があるか。	
③	公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	現実性がある収支計画を立案しているか。	20
		経費削減の方策を適切かつ積極的に行えるか。	
④	公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	知識や経験を有する人材の確保や他団体との連携をはじめ、優れた管理運営の体制が整っているか。	20
		安定した経営基盤を有しているか。	
		個人情報の保護に関する法律を遵守し、適切に個人情報を管理できるか。	
		災害時や緊急時の対応体制が整っているか。通報体制等の防犯及び防災対策の具体的な方策が講じられているか。	
		感染症対策をはじめ、施設の衛生管理に配慮し、安全かつ安心な利用を実現できるか。	
⑤	公の施設の性質又は目的に応じて定める基準を満たしているものであること。	駅前施設であり景観等配慮がなされているか。	20
		職員配置や勤務体制は適切か。	
			100

(2) 施設所管課の選考

申請書類を審査し、選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

- ①日 時 令和7年1月17日（金）13時30分から15時20分まで
- ②場 所 笠間市役所本所2階 庁議室
- ③審議会委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり
- ④審 議 委 員 6名

イ 審議経過

申請書類審査、所管課による施設概要説明、申請団体によるプレゼンテーション及び質疑、所管課による選考の説明及び質疑の後、選定基準に基づき、総合的な評価を行った。

ウ 審議会の判断

本施設は、駅周辺の環境整備を図るとともに、市民及び観光客の利便に資することを目的としている。

審議に当たっては、施設所管課が定めた設置目的に則する選定基準に基づき、委員各自の視点により採点及び判定を行った。笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規

定により、審議会の議事は、出席した委員の過半数で決することとしているため、採点表により集計した。

その結果、採点に加わった5名全員が、一般社団法人笠間観光協会を指定管理者候補者として適当と判断した。

※団体の評価傾向

【一般社団法人笠間観光協会】

選定基準13項目中、「現実性がある収支計画を立案しているか。」「知識や経験を有する人材の確保や他団体との連携をはじめ、優れた管理運営の体制が整っているか。」等の5項目について過半数の委員が優れている以上の評価した。

エ 審議会の結論

採決結果により、一般社団法人笠間観光協会が笠間市営笠間駅北口自転車駐車場、笠間駅北口駐車場の指定管理者候補者として適当であると判断した。

○付帯意見

なし

5 選定結果

指定管理者候補者名	一般社団法人笠間観光協会
主な選定理由	一般社団法人笠間観光協会は、長年にわたり観光案内委託業務と併せて笠間駅北口駐車場委託業務を受託しており、十分な知識及び優れた実績があること、また、現在も指定管理者として当該施設を適切に管理しているため。

6 指定管理者の指定

指定管理者候補者を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を経て、指定管理者に指定した。

施設名称	笠間市営笠間駅北口自転車駐車場、笠間駅北口駐車場
指定管理者	一般社団法人笠間観光協会
指定期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(別添)

笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿

(任期：R5.4.1～R7.3.31)

○笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第3条第1項第1号に規定する委員

	委 員 名	所 属 ・ 職 名	備 考
1	すずき 鈴木 くに子	株式会社いばらき不動産 専務取締役	
2	しばた たかゆき 柴田 隆之	公益社団法人茨城県薬剤師会 専務理事	
3	いしだ な お こ 石田 奈緒子	株式会社筑波学園ホテル 代表取締役社長	
4	おぬま しげぶみ 小沼 茂文	有限会社共栄モータークラブ 代表取締役	
5	たどころ たかみつ 田所 隆充	有限会社三共金属工業所 工場長	

○笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第3条第1項第2号に規定する委員（行政側委員）

	委 員 名	所 属 ・ 職 名	備 考
1	こんどう けいいち 近藤 慶一	笠間市副市長	会長
2	きたの たけし 北野 高史	笠間市政策企画部長	
3	ごとう ひろき 後藤 弘樹	笠間市総務部長	
4	まつもと ひろゆき 松本 浩行	笠間市教育委員会教育部長	